

タイへの一斉送還（2017年2月20日）に対する抗議声明

法務省入国管理局は、2017年2月20日、タイ人32人、ベトナム人10人、アフガニスタン人1人の計43人をチャーター機で一斉送還しました。チャーター機による一斉送還は、2013年7月6日（フィリピン人75人）、同年12月8日（タイ人46人）、2014年12月18日（スリランカ人26人、ベトナム人6人）、2015年11月25日（バングラデシュ人22人）、2016年9月22日（スリランカ人30人）に続く6回目になります。

これまでの送還においては、送還を忌避する人が多数であったのに対し、今回の送還では、送還を希望する人が半数を超えました。非正規滞在者の就労が厳しく禁止されていることもあり、送還を希望しながら帰国費用が工面できないために収容を続けられている場合が多く見られます。しかしながら、法律上は国費送還が原則であり（出入国管理及び難民認定法52条3、4項）、人身の自由を奪う収容がそのような経済的理由で続けられることは法律上も人道上も看過できません。その意味で、今回、相当数の送還希望者を国費で送還したこと自体は評価すべきであると考えます。

他方、以下の理由から、私たちは度重なる非正規滞在者の一斉送還に、引き続き強く抗議します。

送還を忌避する外国人の強制送還について、私たちは、これまで、さまざまな人権人道上の問題を指摘してきました。過去の5回のチャーター機による一斉送還では、被送還者のなかに、日本にパートナーや配偶者や子など家族がいる人、15年以上の長期にわたり日本に定着している人、難民申請したものの不認定とされた庇護申請者など、様々な事情を抱えて母国に帰ることができない人たちがいました。彼・彼女らは突然の強制送還後、生活の基盤もなく支援もないままに送還先に放置されている実態も明らかになりました。また、被送還者の選定基準の不透明さや送還プロセスにおける人権侵害についても問題を指摘してきました。しかしながら、日本政府はこうした私たちの問題指摘や抗議にも誠実に答えることなく、6回目の送還が強行されました。

法務省によると、今回の一斉送還では、2歳から61歳までの男女43人が送還され、そのうちの14人が送還忌避者でした。43人の中には、日本に15年以上の長期滞り者が7人含まれ（最長者は滞在25年9ヶ月）、また日本に法律婚をした家族を残している人が7人、日本で庇護を求め、過去に難民申請をしていた人が2人、就学前の子どもが2人含まれていたとのこと。彼・彼女らは、一斉送還の直前に収容され、あるいは送還を告知され、家族や代理人にも連絡がとれないまま送還されました。

また、今回送還された庇護希望者の中には、異議申立棄却又は却下処分の告知を受けてから 24 時間以内、あるいは6ヶ月以内に送還された人が含まれていました。難民の異議申立てに対する棄却決定に対しては、その告知から6ヶ月間、裁判所に訴え出ることができ、異議棄却決定の際、難民申請者に対してもそのような説明がされているにもかかわらず、法務省入国管理局は、棄却決定の告知からわずか 24 時間以内に送還するなどにより、被送還者から難民不認定処分取消訴訟を提起する機会を奪いました。これは憲法第 32 条で難民申請者にも保障される「裁判を受ける権利」を剥奪するものであり、また、裁判所による最終判断が下されていないにもかかわらず、難民である者もしくは帰国すれば拷問等を受ける可能性のある者を送還する点で、難民条約第 33 条及び拷問等禁止条約第 3 条の定める「ノンルフールマン原則」に反するものであり、憲法上、国際条約上到底許されるものではありません。

過去のチャーター機による一斉送還においても、この「裁判を受ける権利」の剥奪が繰り返し大きな問題となっています。2014 年 12 月のスリランカへの一斉送還では、29 人の庇護希望者のうち 26 人が、また 2016 年 9 月 22 日のスリランカへの一斉送還においても、25 人の庇護希望者のうち 22 人が、異議申立棄却又は却下の告知から 24 時間以内に強制送還された事実が明らかになっています。遠く庇護を求めてきた人に対し、裁判への道を遮断し、行政の一存で判断の告知と同時に送還する行為は、自由や人権という価値を信奉し、立憲主義を採用する日本の地位を貶めるものであり、恥じるべきものであるといわざるを得ません。

法務省は、また、送還のプロセスにおいて「送還を安全かつ確実に実施するため、必要最低限の手錠を使用した」と説明しています。今回の送還においては、送還希望者 29 人にも送還忌避者と同様に手錠が使用されたという事実が明らかになりました。手錠の使用は、使用をされた者が犯罪者としての取扱を受けたのと同様の屈辱を受けるもので、自由権規約 7 条及び拷問等禁止条約が禁止する品位を傷つける取扱に当たります。このような、人の身体に対する直接の強制力の行使は必要最小限でなくてはならないことは当然であり、法務省の内部通達（2013 年 12 月 12 日法務省入国管理局長通達 法務省管警第 254 号「戒具の使用要領について（通達）」）においても、逃走、暴行又は自損等護送任務の遂行に支障を来すおそれがあると認められるときに限って手錠などの戒具使用が可能とされています。

送還忌避者全員についてこれらのおそれが一律に認められるというのはおよそ想定し難く、まして、送還を希望していた者について、これらのおそれがあるとは考えられません。不必要、不相当な人権侵害が行われたものです。これまで、送還希望者の個別送還の際にも、航空機への搭乗前まで手錠が使用されてきたという実態があります。し

かしながら手錠使用それ自体が上述した「品位を傷つける取扱」であり、かつ送還希望者に対して一律に手錠を使用することは、上記の通達が挙げる「護送任務の遂行に支障を来すおそれがあると認められる」という要件を無視した運用がなされていることが明らかです。このような送還希望者に対する手錠使用の運用実態も改められる必要があります。

私たちは、チャーター機等による、適正手続が保障されない強制送還が行われていることに強く抗議します。今回送還された者に送還希望者を含んでいることは、チャーター便送還の上記問題点を何ら緩和するものではありません。また、日本政府に対し、非正規滞在の外国人に対する施策を根本的に見直し、彼・彼女らの家族との結合や日本での定着性、保護の必要性などが十分に考慮され、合法化が検討されることを強く望みます。さらに、航空会社においては人権を尊重し、人権侵害に加担しないという企業の社会的責任を果たすよう求めます。

2017年3月15日

特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク
カリタスジャパン
全国難民弁護団連絡会議
難民・移住労働者問題キリスト教連絡会
特定非営利活動法人 難民自立支援ネットワーク
日本カトリック難民移住移動者委員会
RAFIQ (在日難民との共生ネットワーク)
イエズス会司牧センター